

## 割賦販売法改正に伴う「会員規約改定」のお知らせ

2010年12月施行の割賦販売法改正に伴い、2010年12月1日をもって会員規約を以下のとおり改定させていただきます。

### 【改定条項】

第5条(カード利用可能枠):第3項を改定

3. 第1項にかかわらず、第26条に定める1回払いを除く支払区分については、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で、同法に定める「包括信用購入あっせん」に該当する支払区分(以下「割賦払い支払区分」といいます。)の利用可能枠(以下「割賦払い利用可能枠」といいます。)を定める場合があります、会員は、割賦払い支払区分の未決済残高の合計額が割賦払い利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。また、当社は、必要と認めた場合は、割賦払い利用可能枠を増枠又は減枠することができるものとします。但し、増枠については、会員からの異議がある場合は除きます。

【下線部は改定部分を示します。】